**吸入薬指導加算及び吸入依頼箋の運用方法**

2020年4月より、喘息等の患者について、医師の求めなどに応じて、吸入薬の使用方法について、文書での説明に加え、練習用吸入器を用いた吸入指導を行い、その指導内容を医療機関に提供した場合、以下の「吸入薬指導加算」が算定可能となりました。

薬剤服用歴管理指導料　吸入薬指導加算　30点（3月に１回まで）

［算定要件］

喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者であって吸入薬の投与が行われている患者に対して、当該患者等の求めに応じて、

1. 文書及び練習用吸入器等を用いて吸入手技の指導を行い、患者が正しい手順で吸入薬が使用されているか否かの確認
2. 保険医療機関に必要な情報を文書により提供

等した場合に算定する。

＊保険医療機関への情報提供は、手帳による情報提供でも差し支えない。

**八千代市薬剤師会における運用**

1. **医療機関**
2. 医師が吸入指導を必要と判断した場合、保険薬局での吸入指導の必要性を患者に説明する。
3. 吸入指導依頼箋を発行し、患者に吸入指導を受けるように以下の事項を説明する。
4. 初回指導を受け、その後も定期的に吸入指導を受ける。
5. 指導料がかかる（30-90円）。
6. 吸入指導依頼箋のコピーを医療機関で保管する。
7. **保険薬局**
8. 吸入指導依頼箋を受け取り、吸入指導を受けることについて患者の同意を得る（5項目にチェックを入れてもらい署名をもらう。2回目以降も吸入手技の確認・指導を行うことを説明）。
9. 練習用吸入器を用いて吸入指導を実施する。
10. 報告書に必要事項を記入し、医療機関にFAXする。

吸入手帳のある患者は、吸入手帳にも記入し、患者に返却する。その場合、次回診察時必ず医師に渡すように説明する。

1. 吸入薬指導加算 30点を算定する。
2. **2回目以降の外来（医療機関）**
3. 前回の吸入指導報告書・吸入手帳を確認する（吸入手帳は渡されている患者のみ確認）。
4. ３回目以降の指導が保険薬局で再度必要な場合は、吸入指導依頼箋を再度発行する。
5. **2回目以降の保険薬局**
6. 前回の服薬指導報告書または吸入手帳にもとづいて再指導を行う。

2回目の再指導を行なった場合、必ず報告書に必要事項を記入し、医療機関にFAXする。吸入手帳のある患者は、吸入手帳にも記入し、患者に返却する。その場合、次回診察時必ず医師に渡すように説明する。

1. 指導料を算定する場合には必ず服薬指導報告書を医療機関にFAXする。報告した場合のみ、吸入薬指導加算 30点を算定する。算定は3月に１回のみである。

ご不明な点は以下にお問い合わせください。

八千代吸入療法研究会世話人

こだま薬局内　担当　早川

TEL: 047-481-5088

FAX: 047-481-5087

八千代吸入療法研究会　2020.6